

都道府県知事  
各 殿  
市区町村長

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)  
( 公 印 省 略 )

人口動態調査に関する事務の処理基準について (通知)

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

人口動態調査に関する事務につきましては、人口動態調査令 (昭和 21 年勅令第 447 号) 第 7 条の規定により法定受託事務と定められ、また、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 9 では、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準 (以下「処理基準」という。) を定めることができるとされています。

つきましては、令和 8 年 4 月 1 日以降の人口動態調査に関する事務の処理基準を下記のとおりとしますので、御了知願います。また、都道府県知事及び保健所設置市の市長におかれましては、貴管内の保健所長に対する周知について、よろしくお取り計らい願います。

なお、令和 6 年 12 月 3 日政統発 1203 第 1 号厚生労働省政策統括官 (統計・情報システム管理、労使関係担当) 名通知「人口動態調査に関する事務の処理基準について」は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止します。

記

「人口動態調査必携 令和 8 年」中、「第 2 市区町村で行う事務」、「第 3 保健所で行う事務」及び「第 4 都道府県で行う事務」に記載する事項。

ただし、「人口動態調査必携 令和 8 年」中の以下の事項は、事務処理基準から除外され、地方自治法第 245 条の 4 に基づく「技術的な助言」又は「資料の提出の要求」に該当。

- ・「第 3 保健所で行う事務」のうち、「5 報告システムにおける調査票の「送付・移送」処理 (4) 出生小票及び死亡小票の移送、(8) 厚生労働省からのデータ還元」及び「7 出生小票、死亡小票及び死産届写しの移送」。
- ・「第 4 都道府県で行う事務」のうち、「1 報告システムにおける処理 (6) 出生小票及び死亡小票の移送、(8) 厚生労働省からのデータ還元」、「4 出生小票、死亡小票及び死産届写しの移送」、「8 市区町村の廃置分合等の報告」、「9 保健所の新設、廃止、管轄区域の変更等の報告」、「10 市区町村の支所・出張所符号の指定及び廃止の報告」、「11 人口動態調査担当者の変更」及び「13 調査票情報等の開示に関する事項」。

以上